

農産物漬物製造業

国際協力・国際貢献

外国人技能実習生 受入れのご案内

農産物漬物製造業職種
平成30年11月12日認定

日本における漬物製造の技術・技能の高さが諸外国に注目され、東南アジアを中心に外国人技能実習制度を介した漬物製造技術導入への要望が高まっています。

この素晴らしい技能・技術を外国人技能実習生に指導し、帰国後、母国での産業活動に貢献・寄与する人材育成のための技能実習生の受入れを検討してみませんか？

I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団

東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビルディング7階

TEL:03-3354-4841(代) FAX: 03-3354-4847

HP: <http://www.ipm.or.jp> E-mail: kigyo@ipm.or.jp

本部・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲山研修センター

農産物漬物製造業職種（農産物漬物製造作業）について

農産物漬物製造業において技能実習生を受け入れようとする場合の受入れ基準は次のとおりとなります。

1.作業の定義

～技能実習制度上の農産物漬物製造業職種（農産物漬物製造作業）とは～

野菜、果実等の農産物主原料を、受入れ、カット、洗浄・除菌等の前段作業の後に、塩漬（下漬）し、一定時間経過後にそれを取り出して、水に浸漬して脱塩させる。脱塩後は別途調製した調味液に漬込み（本漬）し、最終製品に仕上げる。さらに、計量、包装作業を経て、殺菌を必要とする品目については加熱殺菌を行い、異物検査を経て製品出荷ができる状態に至るまでの一連の行程を行う作業をいう。

2.必須作業 ～技能実習生に必ず行わせる作業～

- (1) 漬物原料洗浄作業
- (2) 漬物原料選別、切断、整形作業
- (3) 殺菌・洗浄作業
- (4) 下漬・漬込み作業
- (5) 充填・計量・異物確認作業
- (6) 包装・シール作業
- (7) 加熱殺菌、冷却作業
- (8) 出荷検査作業
- (9) 製造環境の一般衛生管理及び HACCP の考え方を取り入れた衛生管理作業

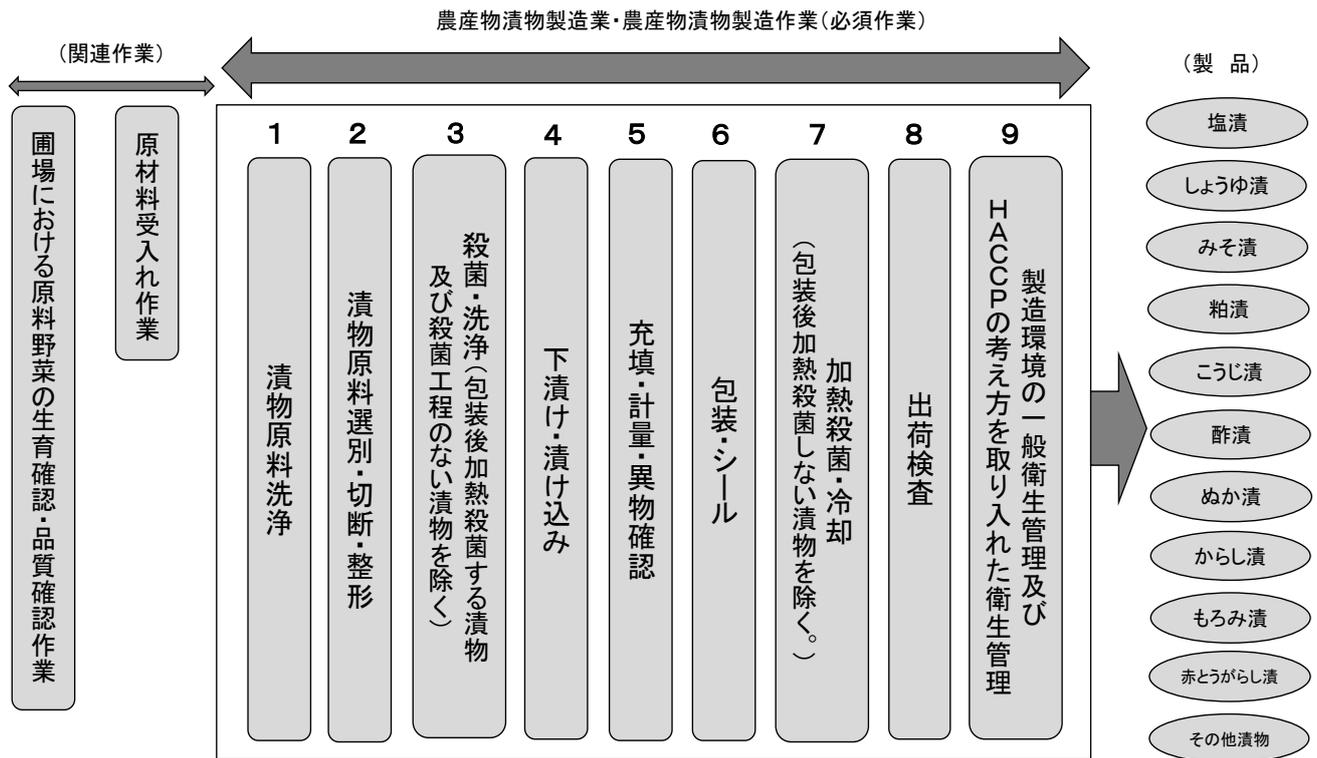
3.関連・周辺業務 ～上記作業に関連した業務～

- | | |
|------|----------------------------|
| 関連業務 | (1) 圃場における原料野菜の生育確認・品質確認作業 |
| | (2) 原材料受入れ作業 |
| 周辺業務 | (1) 作業場内清掃作業 |
| | (2) 作業場内運搬作業 |
| | (3) 梱包作業 |
| | (4) 出荷作業 |

4.作業対象とはならない作業

- (1) 非加熱性水産加工食品製造作業
- (2) 惣菜製造作業
- (3) 上記の関連作業及び周辺作業のみの場合

外国人技能実習制度における対象職種(農産物漬物製造業)の範囲



- ※農産物漬物製造について、周年操業している施設であること
- ※漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍している実習実施者であること
- ※水産物を加えた場合は、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。

5.到達目標

(1)技能実習第1号(1年目)

農産物漬物製造業職種(農産物漬物製造作業)の技能実習評価試験の初級に合格すること

(2)技能実習第2号(2・3年目)

農産物漬物製造業職種(農産物漬物製造作業)の技能実習評価試験の専門級に合格すること。

技能実習評価試験実施機関：全日本漬物協同組合連合会

*詳細は厚労省 HP 内、技能実習計画審査基準・技能実習実施計画書モデル例・技能実習評価試験試験基準参照。

【問い合わせ】

具体的な相談等については I.P.M. までご相談ください。

I.P.M. 企業部 [TEL:03-3354-4841](tel:03-3354-4841) 担当：前田、押野見、三宅

公益財団法人 国際労務管理財団は、1993年に労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立されて以来、外国人技能実習生の受入れを中心に、日本企業の海外進出や技術移転の支援、国際人材交流等を通じて、海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

外国人技能実習生の受入れでは、ベトナム・中国をはじめインドネシア・モンゴル・ミャンマー・タイ等から、これまでに多数の若者を受入れてまいりました。

各国の若い世代が日本企業の進んだ技術、生産管理システム、労務管理システム、および、勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。一方、日本企業からは、外国人技能実習生の受入れが日本人従業員の意識改革にも良い影響を与えてくれるとの声を多く頂戴しております。

また、移転や進出など、海外に視野を広めておられる企業向けにも、セミナー開催・海外調査活動などを通じて、わが国の主として中小企業の発展を様々な側面からサポートさせていただいております。

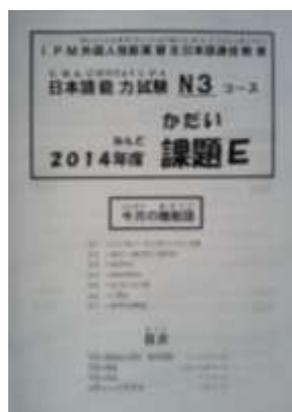
当財団の理念は「協心」という言葉です。これは皆が力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の皆さまの良きパートナーとして「協心」の精神で心の通うお付き合いをモットーにサポートにあたる当財団をどうぞよろしくお願いいたします。

I.P.M.の日本語学習・企業支援の取り組み

I.P.M.独自のサポート

I.P.M.では、実習生が1カ月の国内研修を行ったセンターを離れ実習を始めた後も、日本語の学習を続けられるように、研修センター日本語教師陣が「I.P.M.外国人技能実習生日本語通信教育(添削課題付き)」や「外国人技能実習生向け新聞(つながるひろがる)」を独自に作成し、毎月、実習生に届けております。実習生の能力に合わせてレベル別に、無理なく学習が進められるようになっています。実習には日本語能力が必要とされていますので、そのための学習ツールとして大いに活用していただけます。

また、I.P.M.では長年の国際労務管理の経験を生かし、企業の皆さまが外国人技能実習を円滑に進めるためのアドバイスとして「外国人若者との付き合い方」を提供しています。



【写真左より】

- 「外国人若者との付き合い方～ボーダーレス時代のトラブル解消に向けて～」
- 日本語通信教育教材 (添削課題付き)
- 技能実習生向け日本語新聞～つながるひろがる～